

無鉛ガソリン等（1リットルあたり）給油申請要領

宇治市上下水道部を含む宇治市（宇治市長）では、車両への給油を行うため、無鉛ガソリン等について単価契約（1リットルあたり）を締結する業者を募集します。宇治市の運行する車両への給油を希望される業者は、次の内容を熟読の上、必要書類を宇治市契約課まで提出して下さい。

1. 物件

無鉛ガソリン・無鉛ハイオク・軽油

2. 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3. 単価決定方法

契約単価は、毎月決定を行うものとする。契約単価は、毎月1日（1日が土日祝の場合は、最初の平日とする）の市内契約ガソリンスタンド（セルフ給油所は除く）店頭価格（フルサービス）の平均値の小数点第1位を四捨五入した価格とする。

4. 業務概要

- ・宇治市上下水道部を含む宇治市（宇治市長）の運行する車両への給油を行うこと。
- ・給油時に、車両運行者の提示する「燃料給油券」を確認の上、「給油控」欄「給油代金請求伝票」欄双方に種類・給油量・給油日等必要事項を記入すること。
- ・提示された「燃料給油券」から「給油依頼書」「給油代金請求伝票」を切り取り、受注者において保管すること。

5. 支払方法

1カ月分の給油にかかる代金をまとめて支払うので、1カ月分を取りまとめて、翌月に請求すること。なお、請求書には受注者が保管する請求に対応する「給油代金請求伝票」を添付し、1車両ごとにまとめた明細も添付すること。

6. 給油申請をする者に必要な資格

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に掲げる者でないこと。
- ② 給油申請書提出日の最終日において宇治市競争入札等参加資格の停止に関する要領に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法に基づき更生手続開始決定がなされている場合及び民事再生法に基づき再生手続開始決定がなされている場合を除く。

- ④ 宇治市入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- ⑤ 挿発油等の品質の確保等に関する法律（昭和51年法律第88号）第3条の規定による挿発油販売業の登録を受けていること。
- ⑥ 石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和50年法律第96号）第27条第1項の規定による石油販売業の届出をしていること。
- ⑦ 宇治市内に給油所があること。
- ⑧ 宇治市暴力団排除条例（平成25年宇治市条例第43号）第2条第4号の暴力団員等又は同条第5号の暴力団密接関係者でないこと。

7. 申請受付期間

令和8年2月27日から令和8年3月6日まで（土曜日及び日曜日を除く）

午前8時30分から午後5時00分まで（正午から午後1時までを除く）

8. 申請方法

持参または郵送とする。ファックスは認めない。

※郵送の場合は令和8年3月6日必着とする。

9. 提出書類

- ① 給油申請書
 - ② 給油所一覧
- ※宇治市外の給油所についても申請は可能とする。ただし、宇治市内の給油所を必ず1か所以上含めて申請すること。
- ③ 給油所の位置図
 - ④ 握発油販売業の登録を証する書類（写し）
 - ⑤ 石油販売業の届出を証する書類（写し）

10. 書類の提出先

宇治市総務・市民協働部契約課

京都府宇治市宇治琵琶33番地 宇治市役所庁舎本館 3階

電話番号 0774-20-8716

FAX番号 0774-20-8778

11. その他留意事項

本契約期間内に契約解除が行われた場合は、指名停止の措置を行うことがあるので注意すること。